

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「日・ブラジル刑事共助条約」
著者 / 所属	寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	51-52
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日・ブラジル刑事共助条約

日本とブラジルの両国は、2024年1月25日に「刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約」（以下「本条約」という。）の署名を行った。本条約は、同年3月8日にその締結について承認を求めるため、第213回国会（常会）に提出された（閣条第8号）。以下、刑事共助条約の概要と、本条約の内容について紹介する。

### 1. 刑事手続についての共助の実施

刑事共助条約は、捜査、訴追その他の刑事手続について、両締約国間で共助を実施することを義務として定め、そのために締約国がそれぞれ中央当局を指定し、相互に直接連絡することを可能とするものである。一般に、捜査又は刑事訴訟に必要な証拠などが外国に存在する場合には、外交ルートを通じた国際礼譲により、相手国に対して共助を要請する。しかし、こうした国際礼譲による共助の協力では、相手国からの要請を受け入れるか否かは各国間の相互主義の下で判断されることとなり、また、手続としても、捜査当局から外務当局や在外公館を通じて相手国に要請し、共助で得られた証拠の送付も同様のルートを通ることから時間を要する。このような状況にあって二国間における刑事共助条約の締結は、実施する共助の種類と被請求国が共助を拒否できる場合を特定し、また、両国が中央当局を指定して直接連絡を可能とすることから、共助の明確化・迅速化を図る意義がある。

日本はこれまで、刑事共助条約又は協定を米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア、ベトナムとの間で締結してきた。2022年の捜査共助等件数の実績では、日本が共助を要請した212件のうち179件が、共助の要請を受託した70件のうち56件が、刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間によるものとなっている（『令和5年版犯罪白書』108頁）。

### 2. 日本とブラジルとの間の捜査協力

警察庁組織犯罪対策部の『令和5年における組織犯罪の情勢』（71～101頁）によれば、日本における来日外国人犯罪について検挙件数は2005年（4万7,865件）、検挙人員は2004年（2万1,842人）をピークに減少傾向にある。ただし、2023年は検挙件数及び人員とも前年に比べて増加した。国籍別の総検挙状況（2023年）を見てみると、ベトナムと中国が高い割合を占めている。ブラジルについては検挙件数718件で構成比率4.0%、検挙人員532人で構成比率4.6%となっており、いずれも5番目に多い位置にある。国外逃亡被疑者等の推定逃亡先国としては、中国213人（構成比率27.2%）、ベトナム69人（同8.8%）、ブラジル67人（同8.5%）の順となっている。

ブラジルでは憲法に自国民不引渡し定められており、ブラジルに逃亡したブラジル人被疑者の引渡しは事実上実現できない。この場合、日本からブラジルに対し、犯罪の証拠

や情報を提供し、外交的に働きかけることを通じて、ブラジルの刑事裁判管轄権に基づく国外犯としての処罰を要請することとなる（「代理処罰」とも呼ばれる）。来日外国人の増加に伴い、2000年頃から在日ブラジル人の問題が浮上し、2005年の静岡県湖西市で起きた少女ひき逃げ事件は注目を集め、問題解決に向けて国会でも議論となった（例えば、2006年4月20日、第164回国会参議院外交防衛委員会）。

日本とブラジルとの間では、2007年以降、司法分野の作業部会が開催され、両国間の司法協力としてまず受刑者移送条約が作成された（2016年2月発効）。その後、日本のブラジル人社会30周年を迎えた2020年、日本とブラジルの両国政府は刑事共助条約の締結交渉を開始することについて意見が一致し、翌2021年12月から交渉が行われた。その結果、2024年1月、東京で日・ブラジル刑事共助条約が署名された。本条約は、日本にとって中南米諸国との間で初の刑事共助条約となる。在留ブラジル人数は21万人を超えており（2023年6月）、本条約は日本と日系ブラジル人社会の信頼関係を底辺から支える役割がある。

### 3. 本条約の内容

日本とブラジルは、他方の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について本条約の規定に従って共助を実施することとなる（第1条1）。共助が条約上の義務となることで、実施の確実性が高められる。ここでいう共助には次の措置をとることを含む（第1条2）。

- ・ 証言・供述の取得、物件の取得
- ・ ビデオ会議を通じた聴取を可能とすること
- ・ 人、物件又は場所の見分、これらの所在地の特定
- ・ 立法・行政・司法機関、地方公共団体（可能な場合）の保有する物件の提供
- ・ 出頭が求められている者に対する招請の伝達
- ・ 証言の取得その他の目的のための被拘禁者の身柄の移送
- ・ 刑事手続に関する文書の送達
- ・ 犯罪の収益又は道具の没収・保全に関連する手続
- ・ その他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたもの

なお、被請求国が次のいずれかに当たると認める場合は、共助を拒否することができる（第3条）。

- ・ 請求された共助が政治犯罪に関連する
- ・ 共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがある
- ・ 共助の請求がこの条約に定める要件に適合していない
- ・ 共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追・処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあるとする十分な理由がある
- ・ 捜査、訴追その他の手続の対象行為が自国の法令によれば犯罪を構成しない

本条約に規定する任務を行う中央当局として、日本は法務大臣及び国家公安委員会等を、ブラジルは法務治安省を指定した（第2条1）。本条約の実施に当たっては、これらの中央当局間で相互に直接連絡することとなり（第2条2）、迅速な共助の実施が可能となる。

てらばやし ゆうすけ  
（寺林 裕介・外交防衛委員会調査室）